

温泉増掘許可申請のしおり

温泉の湧出路を増掘しようとする場合は、知事に申請して許可を受けなければなりません。(温泉法第11条)

申請書の様式、申請に必要な添付書類は以下のとおりです。

1 申請書

温泉増掘許可申請書(規則第2号様式)

2 添付書類

(1) 増掘理由書

増掘の必要性や増掘後の利用計画等を記載したもの(申請者記名)

(2) 増掘地点の詳細図

増掘地点から不動点(2カ所以上)までの距離、隣地の地番、方位を記入したもの

(3) 付近見取り図

地図に増掘地点を明確に表示し、付近200メートル以内の著名な建物及び既存源泉の状況(地番、温泉採取権者名、増掘地点からの距離)を記入したもの

(4) 土地登記事項証明書等、土地の掘削のために使用する権利を有することを証明する書類

① 申請者が増掘地の所有者である場合

増掘地の土地登記全部事項証明書(法務局)(3ヶ月以内に作成されたもの)

② 申請者が増掘地の所有者でない場合

- ・増掘地の土地登記全部事項証明書(法務局)(3ヶ月以内に作成されたもの)
- ・増掘地所有者の「土地使用承諾書(印鑑証明書添付)」等

*掘削地が農地の場合や自然公園、急傾斜地等の法規制地区の場合は、①又は②の書類の他に、土地の使用や掘削に対する許可書等の写しを添付してください。

(5) 増掘地周辺の公図(法務局)

公図とは、通常の場合、法務局に備え付けられている「字図」が該当します。

(6) 前回掘削完了時の掘削明細書及び増掘孔断面図(ケーシングプログラム)

- ・増掘を希望する井戸の前回掘削完了時の掘削明細書
- ・掘削深度及び口切管、砂止管、埋設管(本管及びストレーナー部分)等の口径、材質及び深度が記載されたもの。

(7) 利用計画図（源泉から利用施設まで）

増掘地点から利用する施設（浴槽等）までの配管等を記載したもの
（配管の口径、種類、延長を記入してください。）

(8) 設備の配置図及び主要な設備の構造図

主要な設備（掘削機、泥水ポンプ、櫓等）の配置が記入されたもので、増掘
工事設備全体の構造がわかるもの。

(9) 増掘時災害防止技術基準適合証明書

増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則第
1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面。

(10) 増掘掘削時災害防止規程

温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する増掘時災害防止規程

(11) 増掘地点と隣地の境界との距離が2m未満の場合は以下の書類

- ① 隣地の土地登記現在（全部）事項証明書（法務局）（3ヶ月以内に作成され
たもの）
隣地の所有者を確認するための資料です。
- ② 隣地の土地所有者の承諾書（印鑑証明書添付）
民法第237条（境界線付近の掘削の制限）等の「相隣関係」に基づくもの
です。

(12) 誓約書

申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを
誓約する書面

(13) 申請者の住所氏名等を確認できるもの

- ①申請者が個人の場合・・・住民票の写し（3ヶ月以内に作成されたもの）
- ②申請者が法人の場合・・・法人登記現在（履歴）事項全部証明書（法務局）（3
ヶ月以内に作成されたもの）

(14) その他

印鑑証明書や土地使用承諾書等の本人確認や権利者の意思確認のための書類
は、3ヶ月以内に作成されたものを提出してください。

3 申請書等提出部数 正本（1部） 副本（2部）

4 申請手数料 110,000円

5 申請書等提出先・問い合わせ先

保健所・保健部	担当課	連絡先	所管する地域
東部保健所	健康安全企画課	0977-67-2511	別府市、杵築市、日出町
東部保健所国東保健部	健康安全・衛生課	0978-72-1127	国東市、姫島村
中部保健所	健康安全企画課	0972-62-9171	臼杵市、津久見市
中部保健所由布保健部	健康安全・衛生課	097-582-0660	由布市
南部保健所	健康安全企画課	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	健康安全企画課	0974-22-0162	竹田市、豊後大野市
西部保健所	健康安全企画課	0973-23-3133	日田市、九重町、玖珠町
北部保健所	健康安全企画課	0979-22-2210	中津市、宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	健康安全・衛生課	0978-22-3165	豊後高田市
自然保護推進室	温泉・地域資源活用班	097-506-3025	大分市

※大分市の場合、温泉掘削（増掘）・動力装置・採取許可や採取権者変更に係る手続きは自然保護推進室にご相談下さい。また、利用許可に関する手続きは大分市保健所にご相談下さい。